相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市売布東の町一六八番地、最後の住所東京都世田谷区野沢三丁目二二番八―一〇四号　被相続人　亡　遠藤　時代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地瀬川ビル四階お茶の水共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野美奈子

（登録姓　林）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東馬込一丁目一〇番、最後の住所東京都大田区東馬込一丁目一〇番一―四〇五号　被相続人　亡　田中　金一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区砧五丁目一七番、最後の住所東京都あきる野市三内四三六番地一五日市ホーム　被相続人　亡　齊藤　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区常盤台三丁目三番地、最後の住所東京都板橋区常盤台三丁目三番四号　被相続人　亡　沼野秀二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市新屋敷町三七四番地、最後の住所横浜市港北区綱島西二丁目七番一八―四〇一号　被相続人　亡　山元はるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

横浜市中区山下町五一番地一読売横浜ビル七〇三区

相続財産管理人　弁護士　石川惠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田三六一八番地、最後の住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田三九一〇番地六　被相続人　亡　菅井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

新潟市中央区西堀通七番町一五五四番地日生第五ビル五階　西堀通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大花　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市荒屋町イ二二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松野　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

石川県金沢市新神田四丁目八番五号村上コーポ一階　金沢新神田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上　久幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市墨坂南二丁目二〇六五番地二五、最後の住所長野県須坂市墨坂南二丁目二五番一〇号　被相続人　亡　野崎　德治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

長野県長野市県町四六〇―二　長教ビル二階（二〇四）三階（三〇四）戸崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　久田　道人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市元町一丁目八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永田　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル四階　かなぐち経営法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**鍋**口　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市堀江町四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣井　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

事務所岐阜市若宮町九丁目四番地大久保ビル二階　大久保法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保　等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区泉一丁目一〇一番地、最後の住所名古屋市北区長田町三丁目五七番地　被相続人　亡　田中　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月八日

名古屋市中区金山一―一五―一〇三井生命金山ビル六階駒田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　駒田　光

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第23回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第23回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十七年六月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十七年七月八日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　**廣**直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博